

議案第75号

杉並区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和6年12月11日

提出者 杉並区教育委員会
教育長 渋谷 正 宏

(提案理由)

子育て部分休暇を導入することに伴い、規定を整備する必要がある。

杉並区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則

杉並区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則（平成12年杉並区教育委員会規則第22号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第10号中「の規定により」を「に規定する」に改め、「修学部分休業」の次に「（以下「修学部分休業」という。）」を加え、同項第11号中「の規定により」を「に規定する」に改め、「高齢者部分休業」の次に「（以下「高齢者部分休業」という。）」を加え、同条第5項中「法第26条の2第1項に規定する」及び「法第26条の3第1項に規定する」を削り、「又は育児休業法第19条第1項」を「、育児休業法第19条第1項」に、「（以下」を「又は勤務時間条例第18条の2の2第1項に規定する子育て部分休暇により勤務しない時間（以下」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

新	旧
下 「部分休業等により勤務しない時間」という。)があるときは、教育委員会が別に定めるところにより、日又は時間に換算し、第1項の換算した日数、合計した日数又は勤務しない時間に加算する。	—「部分休業等により勤務しない時間」という。)があるときは、教育委員会が別に定めるところにより、日又は時間に換算し、第1項の換算した日数、合計した日数又は勤務しない時間に加算する。